

赤穂市告示第6号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の写しを下記のとおり縦覧に供する。

については、同条第3項の規定により縦覧の場所及び期間を公示する。

令和8年3月6日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

- 1 縦覧場所 赤穂市役所総務部税務課
- 2 縦覧期間 令和8年4月1日（水）から同月30日（木）まで
午前8時30分から午後6時まで
（土曜日・日曜日・祝日は除く。）